

わが国初期商法における財産評価基準

松尾俊彦*

The Property Valuation Basis in the Early Japanese Commercial Law

Toshihiko Matsuo*

The purpose of this paper is considering a relation between property valuation basis and protection of creditors' interests in the early Japanese commercial law. Accounting systems in the early Meiji era recognized existence of different systems. One was legal financial accounting of the Japanese commercial law which was derived from German institution, the other was accounting practice of business which was derived from England and the US. In establishing Japanese commercial law, the property valuation basis adopted current cost basis. The Japanese accounting practice adopted historical cost basis. However, current cost basis had the limitation for protection of creditors' interests. Afterward, the property valuation basis has changed historical cost basis in legal financial accounting Japanese commercial law. I think that it is important to investigate the property valuation basis. Therefore, this paper has shown the changing process of the property valuation basis for protection of creditors' interests.

Key Words (キーワード)

Legal financial accounting of the commercial law (商法会計制度), The property valuation basis (財産評価基準), Protection of creditors' interests (債権者保護), Current cost basis (時価主義), Historical cost basis (取得原価主義)

I. はじめに

わが国商法は、その設定当初において債権者保護を担保する財産評価基準として、まず時価主義を、ついで時価以下主義を探った。これは、初期の商法には破産に関する規定を含んでいたことからも推測できるように、企業の解体（破産、倒産）の可能性をも意識したためかと思われる。

しかし、昭和37（1962）年改正により取得原価主義に転換し、さらに昭和49（1974）年改正により誘導法によるべきことが規定された。これらは、従来からの会計慣行を尊重し、また企業の継続を

前提とした会計システムのもとでの債権者保護を意図したものかと考えられる。

本稿では、初期のわが国商法における財産評価基準の変遷をふまえて、一般的には対立的なルールであると考えられてきた時価以下主義と取得原価主義の関係の解明を試みたい。

II. 商法制定当初の財産評価基準

わが国最初の商法は、明治17（1884）年ヘルマン・ロエスレル起稿の「商法草案（以下、ロエスレル草案という）」をもとに制定された。このロ

*呉大学社会情報学部 (Faculty of Social Information Science, Kure University)

エスレル草案は、1861年普通ドイツ商法を範にして作られ、また破産手続や商事裁判手続規定など広範囲なものを含み、また從来からのわが国の商業慣習にはない新しいものも多く含まれていた¹⁾。このように、ロエスレルが從来からの商業慣習を反映しない商法案を起稿した根拠は、「一ハ日本ノ商業及ヒ物産上確実ニシテ完全ナル基則アラシメ一ハ日本人民ノ商業及ヒ物産上ノ力ヲシテ世界中各通商国ト平等ノ地位ヲ得セシメントスル」²⁾と考えていたことによる。

ロエスレル草案における財産評価に関する規定は、第33条に

「各商人ハ開業ノ時及ヒ爾後毎翌年三月以内ニ動産不動産ノ總目録並ニ貸方借方ノ比較表ヲ製シ兩ナカラ別冊ノ帳簿ニ記入シテ署名スヘシ財産目録及ヒ比較表ヲ製スル時ハ總テノ商品及要求権利並ニ其他總テノ財產物件ニ當時ノ相場又ハ時價ヲ附スヘシ辨償ヲ得ル事ノ體カナラサル要求権利ニ在テハ其推知シ得ヘキ損失ヲ控除シテ之ヲ記シ又到底損失ニ歸スヘキ要求権利ハ全ク記スヘカラス」³⁾と規定された。

この規定は、1861年普通ドイツ商法第31条の「その作成の時にそれらに附すべき価値によって記載されねばならない」に倣ったものと思われる。ここで注目すべき点は、普通ドイツ商法においては「附すべき価値」の具体的価値については何も明らかにしていなかったため⁴⁾、解釈の指針として判例を参考にせざるを得なかったわけであり、ロエスレル草案においては「當時ノ相場又ハ時価」と附すべき価値を具体的に明示したものと思われる。

ここで、当時のドイツにおける主な判例を2つ紹介すると、

①1873年帝国高等商事裁判所において、1861年普通ドイツ商法における「附すべき価値」の解釈について、「貸借対照表につき採用すべき標準価値は、市場で成立する一般的な取引価値であり」とし、具体的には売却時価を示した⁵⁾。

②1879年帝国高等商事裁判所において、「固定

資産を多く有する鉄道業においては、製作原価価値で評価してならないわけではない」と原価評価を容認した⁶⁾。

であった。

これらのように、当時のドイツにおいて普通ドイツ商法第31条「附すべき価値」の解釈について出された判決の内容が分かれていたのは、解釈が定まらない時期が続いた結果と思われる。ロエスレルは、それらを考慮し附すべき価値についてより具体的表現を選んだものと考えられる。

このロエスレル草案をもとに明治23年商法が制定されたが、国勢の不安定により再三にわたり実施が延期され、結局全面実施には至らなかった。これが、いわゆる民商法典論争と呼ばれるものである。しかし、産業界からの要請と当時の経済状況を鑑み、急を要する部分については修正のうえ一部のみ実施された。

明治23（1890）年商法における財産評価に関する規定は、第32条に

「各商人ハ開業ノ時及ヒ爾後毎年初ノ三ヶ月内ニ又合資會社及ヒ株式會社ハ開業ノ時及ヒ毎事業年度ノ終ニ於テ動産不動産ノ總目録及ヒ貸方借方ノ對照表ヲ作リ特ニ設ケタル帳簿ニ記入シテ署名スル責アリ

財産目録及ヒ貸借對照表ヲ作ルニハ總テノ商品、債權及ヒ其他總テノ財產ニ當時ノ相場又ハ市場價直ヲ附ス辨償ヲ得ルコトノ確ナラサル債權ニ付テハ其推知シ得ヘキ損失額ヲ控除シテ之ヲ記載シ又到底損失ニ歸ス可キ債權ハ全ク之ヲ記載セス」⁷⁾と規定された。ここで言われている「當時ノ相場又ハ市場價直」は、時価による財産評価が要請されたものであり、当時ドイツにおける「附すべき価値」の判例的解釈がわが国の商法条文の上に結実したものと考えられる⁸⁾。

明治23年商法が制定されたことを受け、大蔵省はいちはやく「銀行条例」により普通銀行が作成する営業報告書雑形の資産負債表に関する「備考」欄に期末時価に評価修正する手続きを取り入れた。これについて、「資産負債表作ルニハ所有諸公債地金銀営業用地所建物ノ見積時価ヲ算出シ然ル後

チ之ヲ各自ノ勘定ニ一旦売却セシモノ、如ク記入シ之カ売却損益ヲ現ハシ其ノ見積時価ヲ次期ニ繰越スヘシ又到底損失ニ帰スヘキ貸金等ハ損失金トナシ之カ計算ヲナシ然ル後此他各勘定ノ金額ヲ採集調整スルモノトス」⁹⁾ とし、これは行政面から時価による財産評価の普及を後押ししたものと考えられる。

全面実施には至らなかった明治23年商法は、わが国固有の商業習慣をも反映した根本的な修正作業を経て、明治32（1899）年商法へと引き継がれた。

明治32年商法における財産評価に関する規定としては、第26条に

「動産、不動産、債権、債務其他ノ財産ノ總目録及ヒ貸方借方ノ對照表ハ商人ノ開業ノ時又ハ會社ノ設立登記ノ時及ヒ毎年一回一定ノ時期ニ於テ之ヲ作り特ニ設ケタル帳簿ニ之ヲ記載スルコトヲ要ス

財産目録ニハ動産、不動産、債権其他ノ財産ニ其目録調製ノ時ニ於ケル價格ヲ附スルコトヲ要ス」¹⁰⁾ と規定された。ここにある「目録調製ノ時ニ於ケル價格」の附す具体的価値については、残念ながら明治32年商法のどこにも示されてなく、後にわが国においても普通ドイツ商法における「附すべき価値」の場合と同様な、その「目録調製ノ時ニ於ケル價格」の具体的内容についての議論が展開されることとなった。

しかし、当時のわが国の会計実務における財産評価は、明治初期より英米系の会計実務をもとにした取得原価主義を実践しており、ドイツより新たに導入した商法の時価主義とは相容れないものがあった。そのため、会計慣行の中では明治32年商法施行後も、第26条第2項に規定されていた時価による財産評価は万全には行われていなかったようである。この状況を「商法第二十六条第二項に曰く、財産目録には、動産、不動産、債権、其他の財産に其の目録調整の時に於ける価格を附することを要すとあり、然るに現今簿記学者の教授する所又は実業家の報告する所を見るに、一も商法に準拠し時価を附したるものを見ず」とさえ指

摘するものもあった¹¹⁾。

商法が制定されたにもかかわらず、財産評価に関する考え方は時価評価に固まっていたいなかったと思われ、明治35（1902）年5月に大審院は次のような判決を下している。

「商法第26条第1項ニ於テ商人又ハ會社ニ対シ定期ニ財産目録ヲ調整スルノ義務アルコトヲ規定シタルハ他人ヲシテ其時ニ於ケル資産ノ情態ヲ知悉セシムルノ趣旨ニ外ナラス故ニ其第2項ニ於テ其目録調製ノ時ニ於ケル價格ヲ附スルコトヲ要スト定メタルハ転換ヲ目的トセサル財産ナルト否トヲ問ハス客觀的ノ價格即チ其際ニ於ケル交換價格ヲ附スヘキコトヲ指スモノナルコト法文上明カナルノミナラス財産目録ノ調製ヲ命シタル律意ニ照シ毫モ疑ヲ容ルヘキ余地ナキモノトス」¹²⁾

この判決により、財産評価の際の「目録調製ノ時ニ於ケル價格」とは、「転換ヲ目的トセサル財産ナルト否トヲ問ハス客觀的ノ價格即チ其際ニ於ケル交換價格」である時価によることを明らかにし、具体的には交換價格によることを示した。しかし、営業用固定資産について、交換價格により評価することは困難なことであり、当時の会計慣行とは異なるものであった。また、学者の中にも、この判決に反対して、法は時価以下主義による評価を禁じてはいないと主張する者¹³⁾や、営業用固定資産における「目録調製ノ時ニ於ケル價格」とは営業価額を指すものであるとして¹⁴⁾、取得原価主義による会計慣行の評価方法を是認しようとした者もいた。

また、当時財産評価について時価評価に固まっていたいなかった様子は、この明治35年大審院判決に関し、下級審である東京地裁判決においては、明治35年1月「時価以上の評価はもちろん時価以下の評価も禁止する」¹⁵⁾とした。これは、ドイツにおける1897年帝国最高裁判所による「商人による資産の過大、過小評価を禁止する」¹⁶⁾とする判決と相通じるものである。さらに、東京控訴院においては、同年2月「原判決ヲ変更シタル」とし、時価以下主義による評価を容認するものであった¹⁷⁾。

これらからも、容易に推測できるものと思われる。

III. 取得原価主義導入の経緯

1. 会計慣行としての取得原価主義

明治初期より整備されてきたわが国の銀行制度及び会計実務は、英米法系の国々から採り入れられ、銀行簿記会計制度が創設された。また、それは同時に本格的な株式会社制度の誕生でもあった。国立銀行における会計制度に関する根本規則として、明治5(1872)年『国立銀行条例』を定め、また国立銀行銀行が提出する報告書の規則として『国立銀行報告差出方規則』を定め、銀行における会計実務が整備・実践されることとなった。明治10(1877)年に改正された『国立銀行報告差出方規則』では、会計報告書は会計帳簿(総勘定元帳)より誘導して作ることが要請され、当然元帳へは取得原価により記録されていたと考えられる¹⁸⁾。そのことは、簿記をはじめとした会計実務を理解するため参考にされた、福沢諭吉訳の『帳合之法』や大蔵省編の『銀行簿記精法』をはじめとする当時の簿記書のほとんどが英米両国の翻訳物であり、片野一郎博士の著書『日本銀行簿記精説』の中で「事業年度の終わりに当時の相場又は市場価値を附した財産目録及び貸借対照表を作るというやり方は、伝来の米英系銀行簿記実務の慣行にはなかった」¹⁹⁾と述べられていることからも十分に理解できるところである。

こうした銀行簿記会計制度の普及により、国立銀行において実践されていた会計実務の慣行－取得原価主義－は、次第に一般企業へも拡がっていた。それは、小野田セメント製造株式会社創立時の『セメント製造会社規則(明治14(1881)年5月制定)－後に定款に改められる－』第5条第4節において「未造品は総て元価を以て勘定すべし」とされていたことからも推測できる²⁰⁾。明治5年以降、国立銀行における会計実務を中心にして、わが国の企業簿記会計制度が創成されたが、そこには英米両国の影響が強く働いており、「明治初年以来、すでに会計慣行として整備され

てきた英米系統の経理体系においては、時価を附した財産目録・貸借対照表は存在しなかったものである」と言われてもいた²¹⁾。当時の簿記書では「原価ヲ以テ商品ノ店卸目録ヲ作ルハ一般商家ノ仕来リニシテ蓋シ亦正当ノ方法ナリ何トナレハ此方法ニ依レハ商品ヲ売却シタルトキ真ノ損益ヲ見ル事ヲ得レハナリ」²²⁾のように、棚卸商品の評価として原価主義を探るものが多く見られた²³⁾。

そして、政府は銀行制度の普及と銀行員の養成のため、イギリス人のアラン・シャンドを雇い銀行簿記法を講述させた。しかし、こうして創設され、普及に努めてきた国立銀行にも、事件が起こった。明治7(1874)年、第一国立銀行において不正融資が行われ、融資先である小野組が破産したために、銀行は多大な損害を被ることになった。これが、世に言われる「小野組破産事件」である。政府は、この事件に関し国立銀行条例第17条に基づき、シャンドにわが国最初の銀行検査を行わせ、銀行検査の結果を報告書にまとめ提出させた。シャンドは、報告書の「第十四」において、低価主義の必要性を示唆していた²⁴⁾。当時の会計実務は、創設直後の国立銀行制度に基づき取得原価主義が実践され始め定着しつつあったときで、ここでシャンドが当時の会計慣行であった取得原価主義に併せて低価主義を示唆したことは非常に画期的なことであり、後年の大きなメルクマールになったと思われる。そして、明治13(1880)年に民間の金融業を営んでいた三菱為換店(現在の東京三菱銀行の前身)の『三菱為換店規則－後の定款にあたる－』第40条には「毎季ノ総勘定ニ於テハ当店所有ノ物品・・・即金銀各種公債証書地所等ハ時価格外下落シタル場合ノ外ハ元価ヲ以テ計算スルモノトス」とあり、一般企業の会計実務においても低価主義の存在が認識されていたものと思われる²⁵⁾。

しかし、商法制定により財産評価基準は時価主義に取って代わられたが、小野田セメント製造株式会社において明治26年に定められた「定款」第32条に「既製造未製造財産共総テ原価ヲ以テ決算

ヲ為ス」と規定されており、依然として取得原価主義を探り続ける企業の存在を見逃すことはできない²⁶⁾。

2. 商法への取得原価主義導入

(1) 明治44(1911)年商法改正

明治44(1911)年商法改正の審議過程において、政府原案として次のような2ヶ条が新たに示された²⁷⁾。それによると、

政府原案第26条第2項

「動産、不動産、債権其他ノ財産ニ附スル價額ハ財産目録調製ノ時ニ於ケル價額ニ超ユルコトヲ得ス」

政府原案第190条ノ2

「財産目録ニ掲クル所ノ動産、不動産、債権其他ノ財産ノ價額ハ取引所相場アル財産ニ付テハ財産目録調整ノ時ニ於ケル相場ニ其他ノ財産ニ付テハ財産目録調整ノ時ニ於ケル價額ニ超ユルコトヲ得ス

但其相場又ハ價額カ財産ノ取得原価又ハ製作價額ニ超ユルトキハ其ノ取得価額又ハ製作價額ニ超ユルコトヲ得ス

継続シテ営業ノ用ニ供スル財産ニ付テハ前項ノ規定ニ拘ラス其ノ取得価額又ハ製作價額ヨリ相当ノ減損額ヲ控除シタル價額ヲ附スルコトヲ得」とされた。

財産評価においてそれまでの時価主義に変わり、第190条ノ2第1項において時価以下主義を探ることが、また同項但書で低価主義と解せられる規定が、また第2項で営業用固定資産については取得原価主義を探ることが提案されていた。ここで、政府原案ではあったが、商法条文上取得原価主義が提案されたことは、注目に値するものと思われる。しかし、この政府原案をもとに第二次法律取調委員会において議論が重ねられたが、先のような大審院の判決が出されているにもかかわらず、審議に直接関わる委員の中にも第26条第2項「目録調整ノ時ニ於ケル價格」の解釈について、「必ず時價タルコトヲ要スル」とする解釈と「時價以下ニ記載シテモ差支ナイ」とする解釈の二つが主

張されていた²⁸⁾。また、提案理由の中でも「起草委員ノ中ニ於キマシテモ、吾々ハ現行法ノ解釋ト致シマシテ、必ズシモ時價タルコトヲ要セヌ、時價ガ制限デアツテ其以下ニ附ケテモ差支ヘナイト云フ解釋ヲ採ツテ居ル」²⁹⁾と説明されており、委員会においては時価以下主義を認めるべきか否かが議論された。審議の中では「現行法デモ時價ヲ附スルコトヲ要スルト云フコトハ、必ズ時價ヲ附ケンデモ宜イ、時價以下デモ宜シノデアル、斯ウ云フ意味ヲ含ンデ居ツテ、時價ヲ附クルコトヲ要スト書イテアルカラ改正スル必要ハナイ」³⁰⁾という意見も出されていた。

委員会では、時価以下主義を認めるべきであるか否かに議論が集中し、それぞれの立場から貴重な意見が出された。

認めるべきであるとする立場からは、

①時価を得ることが困難であること³¹⁾

②時価以下で評価をしても会社債権者にとって不利益にはならないこと³²⁾

③会社の基礎を強固にするために実践されている実務を尊重すべきこと³³⁾

が挙げられた。

一方、認めるべきでないとする立場からは、

①判例からも見ても明らかであること³⁴⁾

②財産目録が実況を示さなくなること³⁵⁾

が挙げられていた。

議論の結果、会計慣行に接近することと、解釈上条文の指す趣旨が時価以下主義であることを明らかにするために、商法中改正法律案において第26条第2項は、

「財産目録ニハ動産、不動産、債権其他ノ財産ニ價額ヲ附シテ之ヲ記載スルコトヲ要ス其價額ハ財産目録調整ノ時ニ於ケル價額ニ超ユルコトヲ得ス」

と修正された。

続いて第190条ノ2に対しては、第1項但書を削除すべきか否かに議論が集中した。

削除すべき立場からは、

①価額が変動する時に取得原価又は製作価額で財産目録に記載していたのでは財産について

真の状況を示していないこと³⁶⁾
 ②時価が上昇しているにも拘わらず無配当状態
 が生じ会社の信用を失うこと³⁷⁾
 が挙げられていた。
 一方、削除すべきでない立場からは、
 ①会社が経営活動から得た儲けでないものは配
 当しないことにより会社の基礎を強固にする
 こと³⁸⁾
 ②物価変動による利益を配当すべきでないこ
 と³⁹⁾

が挙げられていた。

議論の結果、それまで会計慣行で採られてきた取得原価主義を財産評価を行うに当たり考慮し⁴⁰⁾、削除しない形で商法中改正法律案とされた。

こうして第二次法律取調委員会においてまとめられた商法中改正法律案は、第27回帝国議会貴族院商法中改正案外三件特別委員会において審議された。その結果、第26条第2項は商法中改正法律案のまま成立したが、第190条ノ2は結局削除され成立するには至らなかった。

しかし、実務において当時すでに継続して使用される営業用の固定資産については、取得価額又は製作価額で評価されることが会計慣行となっていたと考えられる。それは、多量の設備資産を所有していたと考えられる鉄道業において、明治33年に『私設鉄道法』第20条に基づいて制定された『私設鉄道株式会社会計準則』⁴¹⁾において、営業用の固定資産については第9条で「實費決算額－取得原価主義－ヲ以テ記入スヘシ」としているところからも理解できよう。

こうした事情のもとに、商法の規定に、流動資産に当たる「取引所相場アル財産ニ付テ」低価主義が採られなかつたことと営業用の固定資産に当たる「継続シテ営業ノ用ニ供スル財産ニ付テ」取得原価主義が採られなかつたことに、実務界は関心というよりも一種の不信感が持つたと考えられる。商法制度と会計慣行の乖離を埋めるため、次期商法改正に向けての作業が早々に始められた。

(2) 昭和6(1931)年商法改正要綱

明治44年商法改正において、結局第190条ノ2は成立しなかつた。この結果に対し、流動資産に当たる「取引所相場アル財産ニ付テ」低価主義を採らなかつたことと、営業用固定資産に当たる「継続シテ営業ノ用ニ供スル財産ニ付テ」取得原価主義を採らなかつたことに関心が集まつた⁴²⁾。当時、継続して使用される営業用固定資産については、取得価額又は製作価額で評価されることが会計慣行であり、それを尊重する学説も発表された⁴³⁾。こうした中で、制度と会計慣行の乖離を埋めるため、次期改正商法に向けての作業が始まったものと考えられよう。

昭和6(1931)年に公表された『商法改正要綱』では⁴⁴⁾、

第13において「財産ノ評價ニ關スル第二十六條第二項ノ規定ニ附加シテ営業用ノ固定資産ニハ其取得價額又ハ製作價額ヨリ相當ノ減損額ヲ控除シタル價額ヲ附スルコトヲ妨ケサル旨ノ規定ヲ設クルコト」とし、

第134において「営業用ノ固定資産ニハ其取得價額又ハ製作價額以上ノ價額ヲ附スルコトヲ得サル旨ノ規定ヲ設クルコト」とし、

第135において「取引所ノ相場アル有價證券ニ付テハ決算期ノ屬スル月ニ於ケル平均價格ニ超エサル價格ヲ記載スルコトヲ要スルモノトスルコト」が提案された。

これは、当時の会計慣行を尊重する形で作られたものと考えられる。それは、「故に、實際に於ては営業用固定資産には其取得價額又は製作價額－取得又は製作に要したる實費額－を附すことが通例であつて、…(中略)…右の評價方法は商法第二十六條第二項の規定あるに拘わらず、現に實際に行はれる所であつて、其適法違法は問題とされて居ないと謂つてもよい。…」⁴⁵⁾からも読みとれるものと考えられる。こうして、営業用の固定資産について、取得原価主義を採ることを法定化していく基礎が固まりつつあったものと考えられる。

(3) 昭和11（1936）年財産評価準則

昭和11（1936）年に当時の商工省臨時産業合理化局財務管理委員会が、「財産評価準則」⁴⁶⁾を発表した。この準則の「序」において「…商法第二十六条第二項は財産目録に記載すべき財産の価額に付規定せりと雖も一般的にして精密を缺く憾あり。本準則は法規の範囲内に於いて経営の実情に鑑み各種財産の評価に付き其の大綱を定めたるものなり…」と述べ、第一 総説・三において「財産の種類に依る評価の原則」として、

- (イ) 土地は其の原價を以て之を評価す。
- (ロ) 建物、機会、設備等は其の原價より減價償却を行ひたる價額を以て之を評価す。
- (ハ) 営業権其の他の無体固定資産は實質空虚なる資産を残さざるやう注意し、其の減價償却を行ひたる價額を以て之を評価す。
- (ニ) 有價證券は所有の目的に依り區別し、引續き所有するものは時價を超える限り原價を以て之を評価し、其の他ものは時價を限度として適當に之を評価す。
- (ホ) 原料、製品、商品等（作業資産又は販賣資産）は原價と時價とを比較し孰れか其の低きを以て之を評価す。
- (ヘ) 債權は帳簿價額より回収不能の金額を控除したる額を以て之を評価す。
- (ト) 其の他の資産は其の性質及び實状に照し之を評価す。
- (チ) 債務は帳簿價額を以て之を評価す。

と示されていた。

ここで特に注目しておきたい部分がある。それは、この準則の「序」の文言によるならば、当時の明治44年改正商法のもとでは、時価以下主義を採らなければならないにもかかわらず、「法規の範囲内」においてとことわりつつ定めた評価基準が、総説に示されているように取得原価主義を中心としたものを採っていたということである。「法規の範囲内に於いて」が非常に重要なキーワードになっていると考えられる。言い換えるならば、「法規の範囲内」の解釈として「昭和11年当時既に商法上取得原価主義が認知されていた」という

ことが成り立つのではなかろうか。

(4) 昭和13（1938）年改正商法

昭和6年に公表された「商法改正要綱」の内容をほぼ完全に反映した形で、昭和10（1935）年に「商法改正法案」が公表され、審議を経た後改正商法として成立した。改正商法では、財産評価に關し今日の商法と同様に、第一編 総則に商人一般に対する規定を、そして第二編 会社 株式会社に株式会社に対する特別規定を設けていた。

第34条において

「財産目録ニハ動産、不動産、債權其ノ他ノ財産ニ價額ヲ附シテ之ヲ記載スルコトヲ要ス其ノ價額ハ財産目録調整ノ時ニ於ケル價格ヲ超ユルコトヲ得ズ

營業用ノ固定財産ニ付イテ前項ノ規定ニ拘ラズ其ノ取得價額又ハ製作價額ヨリ相當ノ減損額ヲ控除シタル價額ヲ附スルコトヲ得」とし、

第285条において

「財産目録ニ記載スル營業用ノ固定財産ニ付イテハ其ノ取得價額又ハ製作價額ヲ超ユル價額、取引所ノ相場アル有價證券ニ付テハ其ノ決算期前一月ノ平均價格ヲ超ユル價額ヲ附スルコトヲ得ズ」と規定した。

これらについて理由書では、第34条第2項の立法趣旨は「固定財産ノ評價ハ清算ノ場合ハ格別ナルモ營業持續ノ場合ニ於テハ交換價値ニ依ルヨリモ寧口使用價値ニ從フヲ妥當トスベキ以テナリ」⁴⁷⁾とある。これはまさに「会計の実務の方の意見を取り入れて実際に適合するよう解決を付けた」⁴⁸⁾結果と考えられよう。さらに第285条の前段は「評價利益ヲ作りテ配當ヲ大ニシ會社ノ基礎ヲ危クスルノ弊アリ」を改めるために、そして後段は「其ノ評價ノ適正ヲ期スル為メ」に規定を設けることとなったと書かれている⁴⁹⁾。これは、明治初期の国立銀行条例制定以来、会計慣行が一貫して採ってきた取得原価主義を是認することとなつたのではないだろうか。それは、「要綱十三は此實際の評價方法を端的に是認して法律と實際との間の無用の矛盾を除去せんとするものに外な

らない」⁵⁰⁾ から容易に読みとれよう。

IV. 結びにかえて

以上跡付けてきたように、わが国において最初に実践されていた会計は、銀行制度における会計慣行であり、そこでは取得原価主義が採られていた。その後、ドイツの商法に倣い大陸法系の商法制定により商法会計制度が構築されることとなり、そこでは債権者保護という商法の基本理念を担保するために時価主義が採られていた。

先述の『財産評価準則』が、固定資産についての取得原価主義を「法規の範囲内において」定めたということについては、昭和13年改正商法第34条第2項と同様の趣旨の規定が、当時の会計慣行であった取得原価主義を認め、また取得原価主義を支持する学説に配慮することによって、すでに明治44年改正商法原案に盛り込まれていたという事実に影響されたためではなかろうかと推測できよう。しかし、取得原価主義を内容とするこの原案は、会社財産の実状に反するという実際界からの反対が強く成立しなかった。当時は、取得原価主義が会計慣行でありながら、会社財産の実状は時価によってこそ表されるものと認識されていたということであろう。

また、拙稿⁵¹⁾において、ドイツにおける破産原因の交代による貸借対照表規定の変化、つまり債務超過から支払不能への破産原因の交代が財産評価基準の変化にも影響を及ぼしているという考え方を検証した。ドイツにおける変化と同様な状況が、ドイツの商法に倣って商法を制定したわが国にも当てはまるのではないかと考えられる。

それは、債務超過においては、貸借対照表により債務超過であるか否かが直接的に判定されることとなる。このため債務弁済能力を示す財産の評価には、換価価値のある財産だけをその価値によって計上するために絶対的な時価評価が要求されるものと考えられる。

これに対し、支払不能においては、貸借対照表によって支払不能であるか否かを直接的に判定す

ることは困難であり、そこでは支払不能に対する危険性の有無を判定するに止まることとなる。このため財産の評価には、債務超過の判定の場合のように絶対的な時価評価は要求されず、もっと緩やかな評価基準で十分であろうと考えられる。時価を超える価額による評価は、支払不能の危険性を実際より過小に表示すことになり、債権者にとっては不利になると考えられる。しかし、時価を下回る価額による評価は、支払不能の危険性を実際より過大に表示すことになり、債権者にとっては不利になることはなく、むしろ有利に働くことになると考えられる。したがって、支払不能の判定のためには、貸借対照表における評価基準としては、時価主義でなくても時価以下主義で十分ではないかと考えられる。

そこで、わが国の場合を検証してみると、わが国商法における破産原因是、昭和13年を境に交代したものと考えられる。それは、明治32年商法以来置かれていた第174条第2項に「会社財産ヲ以テ会社ノ債務ヲ完済スルコト能ハサルニ至リタルトキハ取締役ハ直ツニ破産宣告ノ請求ヲ為スコトヲ要ス」とされていた債務超過を原因とする規定が削除された。この第174条と入れ替わりに昭和13年改正商法において第381条第1項として「会社ノ現況其ノ他ノ事情ニ依リ支払不能又ハ債務超過ニ陥ルノ虞アリト認ムルトキハ裁判所ハ取締役、監査役、・・・ノ申立ニ依リ会社ニ対シ整理の開始ヲ命ズルコトヲ得会社ニ支払不能又ハ債務超過ノ疑アリト認ムルトキ亦同ジ」と規定され、支払不能が債務超過よりも先に書かれていることからも推測できよう。先に述べたように、わが国商法に時価以下主義が採り入れられたのは明治44年商法改正であり、条文上破産原因の変化が確認できるのは昭和13年商法改正と、同時ではないにしてもおよそその流れは一致するものと思われる。

しかし、商法制定により、それ以前からの会計慣行が途絶えたかというとそうではなく、その後も根強く息づいていたと思われる。それは、商法制定により財産評価基準が時価主義に取って代わられた時期と考えられる、明治26年に定められた

小野田セメント製造株式会社の「定款」に「既製造未製造財産共総テ原価ヲ以テ決算ヲ為ス」とあり、依然として取得原価主義を探り続ける企業の存在が確認できる。また、先程触れたように、会計慣行を尊重して昭和11年に公表された「財産評価準則」において、「法規の範囲内に於いて」取得原価主義を定めていたことからもうかがえるものと思われる。その一方において先にも触れたように、会計慣行を尊重し、明治44年商法改正の審議過程において、低価主義と解せられる規定と営業用の固定資産に取得原価主義を探ることが提案されていたが、これらが商法の条文として結実したのは昭和13年商法改正を待たなければならなかつた。

こうして商法における財産評価規定の変遷を辿つてくると、その背後には会計慣行からの影響が非常に大きなものがあるよう思われる。

明治時代に入り、商法会計では債権者保護の理念から時価主義、銀行会計では会計慣行に従って取得原価主義という、一見相容れない財産評価基準を探ることとなつたという見方ができよう。このことは企業の解体（破産、倒産）の可能性に配慮した商法がまず時価主義を、ついで時価以下主義を要求したのに対し、誘導法を前提とする会計慣行は、継続企業概念を前提とする取得原価主義に立っていたためと説明することもできるのではないだろうか。

解散の可能性を意識する必要がない、言い換えれば継続を前提にした企業においては、転換の可能性がない営業用の固定資産について、明治35年大審院判決にある交換価格—売却價値—を知ることの意味はなく、物価下落時においては、交換価格で評価するならば固定資産取得初年度より巨額の評価損を計上する恐れが生じる。逆に、物価上昇時においては、未実現利益を配当可能利益に含んでしまい企業の財政基盤を危うくする恐れがある。そのため、会計慣行では古くから営業用の固定資産について取得原価主義を探っていたと考えられ、商法は会計慣行の影響を受け、営業用の固定資産の評価にあたり取得原価主義を追認するこ

ととなったものと考えられる。

一方、流動資産については、商法のもつ債権者保護という基本理念からすると、取得原価が時価より低くなった時には（物価上昇時において）、時価以下主義により評価を行えば、債権者にとって不利になることはないはずであり、明治32年商法の規定の解釋に際し、松本烝治先生が論文で述べられているように「目録調製ノ時ニ於ケル價格」が評価額の上限を示すものと解するならば、時価以下主義による評価を探ることは合理的なものであると考えられよう。

ところで、1673年フランス商事勅令の編纂者でもあるJ.サヴァリーによる『完全なる商人（1675年刊行）』に、当時フランスでは取得原価主義を原則とした低価主義という考え方が会計慣行では実践されていたと紹介されている⁵²⁾。時価が取得原価より低くなった時には（物価下落時において）、こうした長い歴史を有する低価主義を含む取得原価主義を採用するならば、その評価額は結果として時価以下主義に抵触するものではないと考えられる。それゆえに、会計慣行による低価主義を含む取得原価主義を採用することにより、時価以下主義の要求は充たされることになると考えられる。時価主義ないし時価以下主義と取得原価主義は、とかく対立的なルールとして捉えられてきたが、少なくとも流動資産の評価において、時価以下主義は低価主義を含む取得原価主義を採った場合に得られる結果と大きな隔たりはないと言ふことができるのではないだろうか。

このように考えてくると、時価以下主義が債権者保護に資する財産評価基準であるとするならば、低価主義を含む取得原価主義も債権者保護に資するものと考えられるのではないかだろうか。そうであるならば、昭和11年の『財産評価準則』が「法規の範囲内において」として、商法の時価以下主義のもとで取得原価主義を原則とする評価ルールをかけたことも、こうした認識によるものと考えることも成り立つであろうと思われる。

- 1) 司法省訳『ロエスレル氏起稿商法草案 下巻』「商法草案脱稿報告書」明治17 p. 11.
- 2) 司法省訳『ロエスレル氏起稿商法草案 上巻』「商法立按ノ主義及ヒ其区域ノ緒言」明治17 p. 1以下を参照。
- 3) 司法省訳 同上書 p. 126.
- 4) E. Schmalenbach, *Dynamische Bilanz*, 6. Aufl., Leipzig, 1933, S. 318. シュマーレンバッハによると、「附すべき価値」という表現は無色透明に近く、抽象的表現であるといわれている。
- 5) Barth, K. Die Entwicklung des deutschen Bilanzrechts, I. Bd., Stuttgart, 1953, SS. 139~143. 安藤英義著「商法会計制度論」国元書房 昭和60 p. 75.
- 6) 土方久著「近代会計の基礎理論(増補版)」昭和61 p. 82.
- 7) 坪谷善四郎「日本商法註釈全」東京博文館蔵版 明治23 pp. 69~70.
- 8) 安藤英義 前掲書 p. 83.
- 9) 明治財政史編纂会編「明治財政史」第一二巻 明治38 p. 618.
- 10) 東京博文館蔵版「商法修正案理由書」東京博文館 明治31 pp. 22~23.
- 11) 加藤吉松稿「財産目録について(簿記法改正の急務)」「東京經濟雑誌」第990号(明治32年8月5日号) 明治32 p. 298.
- 12) 大審院蔵版「大審院民事判決録 第八輯第五巻」東京法学院 明治35 p. 55.
(参考) 法律新聞社刊 法律新聞 第七拾號(明治35年1月20日発行) pp. 17~20.
- 13) 松本烝治稿「財産目録ニ記載スヘキ財産及ヒ其評価ヲ論ス」「法律志林」61号 明治37 p. 23.
- 14) 岡野敬次郎稿「財産目録貸借対照表に就いて」「法学新報」第12巻1号 明治35 pp. 6~7.
- 15) 松本烝治 前掲稿 p. 27.
(参考) 法律新聞社刊 法律新聞 第七拾七號(明治35年3月10日発行) pp. 21~22.
- 16) 松本烝治 前掲稿 p. 27.
(参考) 法律新聞社刊 法律新聞 第八拾八號(明治35年5月26日発行) p. 16.
- 17) 松本烝治 前掲稿 pp. 26~27.
- 18) 明治財政史編纂会編「明治財政史」吉川弘文館 昭和47 第12巻 p. 45.
- 19) 片野一郎著「日本銀行簿記精説」中央経済社 昭和31年 p. 175.
- 20) 小野田セメント製造株式会社 小野田セメント製造株式会社創業五十年史 昭和6年 p. 50.
※復刻版「社史で見る日本経済史」第六巻 ゆまに書房
- 21) 高寺貞男著「明治減価償却史の研究」未来社 昭和49 p. 336.
- 22) 図師民嘉編訳「簿記法原理(復刻版 復刻叢書簿記ことはじめ: 第2期)」雄松堂書店 昭和56 p. 14.
- 23) 久野秀男稿「棚卸表」・「動産不動産ノ総目録」及び「貸方借方ノ対照表」の沿革「政経論叢(國學院大学)」昭和36年12月号 p. 91.
- 24) 片野一郎著「日本・銀行会計制度史」同文館 昭和52 p. 45.
- 25) 三菱銀行史編纂委員会編「三菱銀行史」昭和29 p. 28.
- 26) 小野田セメント製造株式会社 前掲書 p. 115.
- 27) 佐藤雄能稿「財産評価法問題(二)」「東京經濟雑誌(復刻版)」日本經濟評論社 第1599号(明治44年6月17日号) pp. 1167~1168.
- 28) 法務大臣官房司法法制度調査部監修「(第二次)法律取調委員会商法中改正法律案議事速記録一」「日本近代立法資料叢書20」商事法務研究会 昭和60 p. 13.
- 29) 同上書 p. 13.
- 30) 同上書 p. 26.
- 31) 同上書 p. 28.
- 32) 同上書 p. 16以下.
- 33) 同上書 p. 26.
- 34) 同上書 p. 14.
- 35) 同上書 pp. 13~15, p. 19, p. 27.
- 36) 同上書 p. 257.
- 37) 同上書 p. 254以下.
- 38) 同上書 p. 256, p. 262以下.
- 39) 同上書 pp. 271~272.
- 40) 松本烝治稿「法典批評 商法中改正法律案ヲ評ス(承前)」「法学協会雑誌」第28巻11号(1910) p. 110

以下。

- 41) 日本公認会計士協会25年編纂委員会編『会計・監査史料』日本公認会計士協会 昭和51 pp. 1880~1881.
- 42) 毛戸勝元著『商法改正法評論』有斐閣 明治44 p. 4 以下。
- 43) 同上書 p. 8.
- 44) 日本公認会計士協会25年編纂委員会 前掲書 pp. 1813~1814.
- 45) 松本烝治稿「資料 商法改正要綱解説(一)」「法学協会雑誌」第49巻9号(1931) pp. 120~121.
- 46) 臨時産業局編纂『財産評価準則』東京高陽書院

昭和11 p. 5以下。

- 47) 司法省民事局編纂『商法中改正法律案理由書(総則・会社)』清水書店 昭和13 p. 22.
- 48) 田中耕太郎著『改正商法及有限会社法概説』有斐閣 昭和16 p. 26.
- 49) 司法省民事局編纂 前掲書 p. 156.
- 50) 松本烝治 前掲40) 稿 p. 121.
- 51) 拙稿「商法会計制度に関する一考察－債権者保護との関連において－」松山大学論集 第5巻第4号 平成5 pp. 205以下。
- 52) 岸悦三著『会計生成史』同文館 昭和50 pp. 269~279.